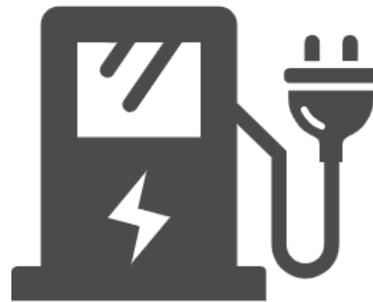
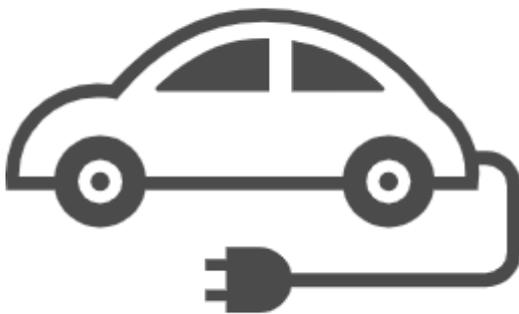


令和8年度

# 「EV・FCV アイランドあわじ」

## 補助制度のご案内



## 1. 電気自動車、燃料電池バス・トラック導入補助金

一般財団法人淡路島くにうみ協会では、エネルギー効率が良く、CO<sub>2</sub>削減効果の高い電気自動車（EV）、燃料電池（FCV）バス・トラック（以下「電気自動車等」という。）の普及拡大を促進し、あわじ環境未来島構想の柱の一つである「エネルギーの持続」を推進するため、淡路島内で電気自動車等を導入する事業者に対して導入費用の一部補助を実施します。

### （1）補助対象者

次の①～③のいずれかの要件に適合する者であること。

- ① 洲本市・南あわじ市・淡路市内に住所を置く個人
- ② 洲本市・南あわじ市・淡路市内に事務所若しくは事業所を有する事業者（法人又は個人事業者）
- ③ 洲本市・南あわじ市・淡路市内に住所を置く個人又は洲本市・南あわじ市・淡路市内に事務所若しくは事業所を有する事業者（法人又は個人事業者）に対して電気自動車等をリースにより貸出しするリース事業者

### （2）補助対象自動車

次の全ての要件に適合している電気自動車（①、③～⑥）もしくは燃料電池バス・トラック（②、③～⑥）

- ① クリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則（別表1）銘柄ごとの補助金交付額【電気自動車】に掲げる「普通自動車」「小型・軽自動車」「普通貨物・小型貨物・軽貨物」であること
- ② 「燃料電池バス」  
車両に搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない車両であって、乗車定員 11 人以上の車両  
「燃料電池トラック」  
車両に搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない車両であって、車両総重量 2.5 トン超の車両
- ③ 新車であること（令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 26 日までの間に新車新規登録又は新車新規検査届出が行われるものであること）
- ④ 洲本市・南あわじ市・淡路市内に使用の本拠の位置を置くこと
- ⑤ 自動車販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用する車両でないこと。

- ⑥ 補助対象の電気自動車等の製造者が自ら使用する車両でないこと。

### (3) 補助金の額

- ① 電気自動車 1台あたり 100 千円 (定額)
- ② 燃料電池バス・トラック 1台あたり 500 千円 (定額)
- ※ (リースの場合) 原則リース期間が処分制限期間以上
- ※ (リースの場合) リース期間が処分制限期間に満たない場合は当該期間に応じた割合により補助額を算定する。

### (4) 補助対象経費

- ・ 電気自動車等の購入に係る経費 (車両本体価格のみ対象)  
(リースの場合) 電気自動車等のリースに係る経費 (車両本体価格のみ対象)
- ※ 消費税及び地方消費税相当額を除く
- ※ (リースの場合) リース契約初年度に補助金の額を一括リース会社に補助。
- ※ 導入する電気自動車等には、協会から支給する普及啓発ステッカーを貼付すること。

### (5) 申請期間

令和8年4月1日(水)から令和9年2月26日(金)まで  
(受付期間中でも予算の上限に達し次第、受付を終了します。)

**※車両の導入前に申請をする必要があります。**

### (6) 申請方法

補助金の申請者は、**補助事業完了日(自動車検査証の「登録年月日/交付年月日」)**又は、**令和9年2月26日(金)のいずれか早い日までに**下記書類を「6. 書類の提出・問い合わせ先」まで提出してください。**車両登録後の申請は受付できません!**

(FAX、E-mail等での申請は受付できませんので、ご了承ください)

- ・【様式第1号】電気自動車、燃料電池バス・トラック導入補助金交付申請書

※氏名は自署または記名押印してください。

(別紙1) 導入する電気自動車、燃料電池バス・トラック

(別紙2) 同意書

(リースの場合) (別紙3) 貸与料金の算定根拠明細書

- ・申請者を確認する書類

【個人の場合】

住民票の写し（発行後 3 ヶ月以内のもの）

【法人又は個人事業者の場合】

申請者の営む主な事業及びその内容を記した書面

（法人の場合は法人格を有することを証する書類（商業・法人登記簿謄本等）、個人事業者の場合は所得税確定申告書控え等（電子申告（e-Tax）の場合は e-Tax 受信通知の写し、書面申告の場合は申告書等情報取得サービス等の利用により、提出年月日の確認できるもの、当年に開業した場合は、個人事業の開業届出書（税務署の受付等が確認できるもの））

【リースの場合】

リースにより電気自動車等を借り受ける者（リース契約者）に関する書類

（上記【個人の場合】【法人又は個人事業者の場合】に準じる）

- ・ 補助対象自動車の売買契約書（リースの場合、リース契約書）又はこれに代わるもの（割賦販売契約の場合は、割賦販売契約書も併せて添付）
  - ※車両本体価格（税抜）がわかるもの
- ・（リースの場合）貸与料金の算定根拠明細書
- ・ その他協会が必要と認める書類

## （7）実績報告

補助事業完了後、補助事業完了日（自動車検査証の「登録年月日／交付年月日」）から起算して 30 日以内又は令和 9 年 3 月 26 日（金）のいずれか早い日までに下記書類を提出すること。期限内に補助金実績報告書の提出がない場合、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

- ・【様式第 8 号】電気自動車、燃料電池バス・トラック導入補助金実績報告書
  - ※氏名は自署または記名押印してください。
- ・ 補助対象自動車の支払証拠書類 ※車両本体価格（税抜）がわかるもの（ローン支払いの場合は、ローン契約書の写し）
- ・ 補助対象自動車の自動車検査証の写し
- ・ 写真（自動車登録番号標又は車両番号標及び普及啓発ステッカーの写ったもの）
- ・（リースの場合）リース契約書の写し
- ・ 申請者の債権者登録書及び通帳の写し
- ・ その他協会が必要と認める書類

## (8) 財産処分の制限期間

補助事業により取得（購入）した電気自動車等は自動車検査証に記載のある「登録年月日／交付年月日」から起算して4年間（又は3年間）（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める年数）処分することはできません。やむを得ず処分しようとする場合は、協会の事前承諾を得る必要があります。

※該当する制限期間は、交付要綱（別表6）を確認すること

※処分…目的外の使用、譲渡、交換、貸付、使用の本拠の変更、担保に供すること

※貼付をする普及啓発ステッカーは、無理に剥がそうとすると車両本体や塗装等の損傷につながる場合があります。

## 2. 補助金の支払い

実績報告書類の審査や必要に応じて行う現地調査等により本補助金交付要綱の規定に適合すると認められるときは、【様式第10号】電気自動車、燃料電池バス・トラック導入補助金交付請求書により、指定された口座へ振り込むこととする。※氏名は自署または記名押印してください。

交付決定額からの変更がない（補助対象自動車の変更がない）場合は、請求書を実績報告書と併せて提出していただいで差し支えありません。

## 3. 書類の提出・問い合わせ先

（一財）淡路島くにうみ協会 地域振興課 EV・FCV アイランドあわじ担当

【住所】 〒656-0021

洲本市塩屋2丁目4番5号

兵庫県洲本総合庁舎（兵庫県淡路県民局 県民躍動室 県民課内）

【TEL】 0799-26-3480 【FAX】 0799-24-6934

【E-mail】 Awajikem@pref.hyogo.lg.jp

■淡路島くにうみ協会 HP <https://www.kuniumi.or.jp/>

■兵庫県淡路県民局 HP <https://web.pref.hyogo.lg.jp/area/awaji/index.html>

■あわじ環境未来島 HP <https://www.awaji-kankyomiraijima.jp>

※各種申請様式を掲載しています。